

第7章

女性世帯主世帯

はじめに

本章では調査村における女性世帯主世帯に注目し、その所得構成、農業生産、土地権利、労働力利用などの特徴を明らかにする。ここで女性世帯主世帯を取り上げる理由は2点ある。第1はマラウイ農村における女性世帯主世帯の多さである。夫との離婚や死別などの理由で女性が世帯主となっている世帯はマラウイの農村世帯の25%を占めており、この女性世帯主世帯の6割以上が貧困世帯であることが報告されている（Government of Malawi [2000]）。本書で検討している調査村6カ村においても、全世帯の27%が女性世帯主世帯であった。このように全世帯の4分の1以上を占める女性世帯主世帯の生計の実態を明らかにすることはマラウイ農村世帯の生計の特徴と貧困問題を検討するうえで欠かせない。

第2は、1990年代以降の自由化と女性世帯主世帯の生計の関係を検討する必要性である。アフリカ諸国における構造調整政策と経済自由化が女性農民に与えた影響に関する研究は比較的早くからおこなわれており（Afshar and Dennis [1992], Palmer [1991], Gladwin [1991]）、そのような研究の多くは自由化の利益が女性世帯主世帯には十分に届かない点を指摘している。Due and Gladwin [1991]はその理由を、女性世帯主は(1)投入財へのアクセスがないこと、(2)土地へのアクセスがないこと、(3)世帯内での労働力が不足していること、(4)輸出作物生産と販売は男性の支配下にあり女性にはそれらをおこなう権利がないこと、にあると論じている⁽¹⁰⁶⁾。本稿ではこれら先行研究の問題意識を継承して上記議論の妥当性を検討するとともに、分析の対象を農業

部門だけではなく女性世帯主世帯がおこなう農外経済活動にまで広げ、経済自由化のもとでの女性世帯主世帯の生計のありかたをより包括的に明らかにする。

途上国一般においては、女性世帯主世帯が男性世帯主世帯よりも貧困である傾向が指摘されており（Buvinić and Gupta [1997], Quisumbing et al. [2001]）、マラウイに関する先行研究でも同様の報告がなされている（Chipande [1987], Kennedy and Peters [1992]）。以下の第 1 節で述べるように、筆者がおこなった調査結果からも全体としては女性世帯主世帯のほうが男性世帯主世帯よりも貧困である傾向がみられる。しかしその一方で、個々の女性世帯主世帯の特徴は多様であり、また同じ女性世帯主世帯でも世帯間にさまざまな格差が存在することも事実である。以下では調査村における女性世帯主世帯に共通してみられる特色を明らかにしつつ、女性世帯主世帯の間に存在する重要な相違と格差にも注目していく。

本書では女性世帯主世帯を、「離婚、死別、長期不在などの理由で夫が不在であり、女性が世帯主となっている世帯」と定義する。したがってたとえば夫が生存しており婚姻関係が継続していたとしても、長期の村外居住や一夫多妻により夫が通常不在の場合には、これを「女性世帯主世帯」とする⁽¹⁰⁷⁾。このような世帯は標本世帯の中に60世帯含まれている。

第 1 節 女性世帯主世帯の特色

1. 男性世帯主世帯との比較

本節ではまず、女性世帯主世帯の所得レベル、世帯構成、資産保有状況、農業生産などを男性世帯主世帯と比較して検討する。これにより、調査村における女性世帯主世帯がどのような特徴を有しているのかを明らかにしていく⁽¹⁰⁸⁾。

表7-1は村別に女性世帯主世帯と男性世帯主世帯の特徴を比較したものである。調査村全体の合計に関しては、女性世帯主世帯の合計（60世帯）を「女性世帯主世帯A」として提示した（表中の「女性世帯主世帯B」については後述する）。この表から、以下のような女性世帯主世帯の特徴を抽出できる。第1に、女性世帯主世帯の所得が相対的に低いレベルにあることである。AEUあたりでみた世帯所得は、調査村6カ村のうち5カ村で女性世帯主世帯のほうが男性世帯主世帯より小さく（うち3カ村でその差が統計的に有意）、調査村全体では女性世帯主世帯の所得は男性世帯主世帯の79%にとどまっている。例外はボンゴロ口村で、同村の女性世帯主世帯の所得は男性世帯主世帯の所得よりも大きいだけでなく、全村でもっとも高いレベルを示している。これは後述するように、同村でタバコ生産に従事する女性世帯主世帯の割合が他村よりも大きいこと、町に隣接していることから農外所得の機会が多く（第6章参照）、女性世帯主世帯が農外経済活動から高所得を享受していることに原因がある。

第2に、女性世帯主世帯は夫の労働力が存在しないことから、世帯内の労働力が男性世帯主世帯と比べて少ない。世帯内における15歳以上の構成員の数は全村で男性世帯主世帯のほうが女性世帯主世帯よりも多い。また経済活動年齢にある世帯構成員が1人あたり何人を扶養しているかを示す従属人口指数（dependency ratio）をみると、ボンゴロ口村以外の5カ村で女性世帯主世帯のほうが数値が大きくなっている（うち2カ村でその差が統計的に有意）。全体として女性世帯主世帯は労働力の総量が少なく、また1人の働き手が扶養する世帯員の数も大きいという傾向がみとれる。

第3に、所有資産のうち土地面積や世帯主の教育レベルについても、男性世帯主世帯のほうが相対的に勝っている。まず土地について、経営面積のうち自己保有地の部分の面積¹⁰⁹⁾の世帯平均は全調査村で男性世帯主世帯のほうが女性世帯主世帯より大きくなっている。世帯主の教育年数についても、ホ口村を除く5カ村では男性世帯主の教育年数が女性世帯主のそれを上回っており、調査村全体の平均値の差は統計的に有意である。ただし資産のうち

表7 - 1 男性世帯主世帯と女性世

		カチャンバ村		ベロ村		ホロ村	
		男性世帯 主世帯	女性世帯 主世帯	男性世帯 主世帯	女性世帯 主世帯	男性世帯 主世帯	女性世帯 主世帯
標本世帯数		22	9	23	7	14	18
所得	AEUあたり世帯所得 (クワチャ)	9,028*	4,146*	11,400	8,358	4,682*	1,626*
	世帯所得に占める自营 農業所得の割合(%)	79	41	48	68	- 33	- 64
	世帯所得に占める農外 所得の割合(%)	21	59	52	32	133	164
世帯構成	従属人口指数	0.81	0.89	1.01	1.47	0.64**	1.47**
	15歳以上世帯員数	2.1	1.7	2.1	2.0	2.4***	1.4***
資産	保有地面積 (ha)	1.016***	0.456***	1.639	1.458	0.776**	0.348**
	所有家畜価値(クワチャ)	5,310**	8**	5,384	3,643	2,454	7,768
	世帯主教育年数	5.0***	1.0***	4.2	1.7	3.4	4.8
農業生産	平均経営面積 (ha)	1.182***	0.487***	1.811	1.600	0.822***	0.392***
	haあたりメイズ生産量 (kg)	1,103	688	668***	322***	505***	169***
	AEUあたりメイズ生産 量(kg)	308*	123*	239	168	112*	26*
	メイズ生産での化学肥 料使用量(kg/ha)	84***	7***	26**	0**	117	93
	タバコ生産に従事する 世帯の割合(%)	100	11	39	10	86	47
	haあたり農業所得 (クワチャ/ha)	10,929	6,092	8,892	5,254	- 2,102	- 6,145

(出所) 筆者調査(2004年8月~10月, 2005年5月~9月) データから作成。

(注) 1) 数値の肩の記号は, t検定の結果, 男性世帯主世帯と女性世帯主世帯の平均の差が10%水

(2) AEUあたり所得は, 世帯総所得をAdult Equivalent Units (AEU) で除した数値(Mims
AEU = 15歳以上男性世帯員数 + 15歳以上女性世帯員数 × 0.8 + 15歳未満世帯員数 × 0.5

(3) 従属人口指数 (dependency ratio) = (14歳以下世帯員数 + 65歳以上世帯員数) ÷ 15歳 ~ 64

(4) 保有地面積は未開墾部分を含まない。ムピラ村で経営地面積より大きくなっているのは土

(5) 平均経営面積は借り入れている土地を含む。

(6) タバコ生産に従事する世帯の割合の項目のみ, 標本世帯ではなく, 調査村全体における数

(7) カチャンバ村とベロ村の数値はRural CPIを使って2004/05年価格に変換した(×1.139)。

(8) haあたり農業所得は, 耕種所得と家畜所得の合計を耕作面積で除したもの。化学肥料投

(9) 「女性世帯主世帯A」は全女性世帯主世帯, 「女性世帯主世帯B」は成人した子供が村内に

世帯主世帯の比較（世帯あたり平均）

ボンゴロ口村		ムラワ村		ムピラ村		調査村全体		
男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯A	女性世帯主世帯B
22	11	18	10	27	5	126	60	46
11,577	18,501	9,087	8,574	6,673**	1,431**	8,927	7,025	8,082
32	17	73	40	1	- 77	40	23	24
68	83	27	60	99	177	60	77	76
1.31	0.79	1.39**	2.28**	1.19	1.43	1.08	1.39	1.33
2.8	2.4	2.9***	1.4***	2.7	2.6	2.5***	1.8***	1.8***
0.769	0.573	1.202**	0.578**	1.070	0.831	1.098***	0.614***	0.606***
40,964***	4,341***	31,961	9,780	3,606**	32,310**	14,673	7,875	4,860**
8.2	6.7	5.9	4.1	5.7***	1.0***	5.5***	3.8***	4.61
0.904**	0.587**	1.468***	0.660***	0.959	0.831	1.201***	0.664***	0.666***
1,602	1,362	1,441	836	893	546	1,048***	626***	621***
225	243	288**	112**	143***	53***	221***	113***	119***
128**	39**	125	108	129	60	100**	59**	58**
92	89	84	40	50	36	65	42	-
15,124	14,984	18,346	10,732	- 649	- 1,512	8,420*	4,093*	4,621

準（*），5%水準（**），1%水準（***）で有意であることを示す。
and Mathieu [2002]）。

歳世帯員数。15歳～64歳の世帯員がいない世帯に限り、65歳以上も15歳～64歳とみなした。
地を賃貸に出している世帯があるため。

値。

2005年調査時の為替レートは1ドル=115～121クワチャ。

入量は、尿素と複合肥料の合計量。

居住している高齢の女性世帯主世帯を除いた女性世帯主世帯。

家畜の所有については村ごとに異なる結果が出ている。カチャンバ村とボンゴロロ村では統計的に有意なレベルで男性世帯主世帯の所有家畜価値が大きい一方で、ムビラ村では逆に女性世帯主世帯の所有家畜価値が大きい。ムビラ村で女性世帯主世帯のほうが所有家畜価値が高いのは、村内で1世帯だけウシを所有している世帯が女性世帯主世帯であったためである⁽¹¹⁰⁾。

第4に、農業生産についても女性世帯主世帯と男性世帯主世帯の間にくつつかの重要な相違がみられる。まず、女性世帯主世帯の経営面積が相対的に小さい。女性世帯主世帯の経営面積が相対的に小さい事実は6カ村すべてに共通しており、うち4カ村ではその差が統計的に有意である。上述のように女性世帯主世帯は土地の保有面積が小さく、また世帯内の労働力も少ないことが、経営面積の拡大を妨げている要因と考えられる。

次に、タバコ生産に従事する女性世帯主世帯の割合が男性世帯主世帯に比べて小さい。第4章および第5章で述べたように、タバコ生産は他作物と比べて多くの労働力を必要とする。しかし上述のように女性世帯主世帯は世帯内の労働力が少なく、また女性は家事労働の負担があることから労働集約的でない作物を選好する傾向がある(Chipande [1987])ことが、タバコ生産世帯が少ない一因である。また第5章で検討したように、タバコ生産は必要な経営費が他作物よりも大きいことも、世帯所得が相対的に小さい女性世帯主世帯の参入を妨げていると考えられる。なお調査村のなかでボンゴロロ村だけはタバコ生産に従事する女性世帯主世帯の割合が89%と高く、同村の男性世帯主世帯の従事割合とほぼ同じとなっている。これはボンゴロロ村の女性世帯主世帯の所得が高いことから不足する労働力は雇用労働力でまかなうことができ、また信用市場へのアクセスが容易であるためタバコ生産に必要な投入財が融資で購入できるからである(第5章)。

タバコと異なり、メイズの生産には女性世帯主世帯も例外なく従事している。ただしその生産量は女性世帯主世帯のほうが小さい。まずメイズの単収は、全調査村平均では女性世帯主世帯がヘクタールあたり626キログラム、男性世帯主世帯が同1048キログラムと統計的に有意な差が出ている。さらに

AEUあたりのメイズ生産量をみると、男性世帯主世帯が221キログラムで1年間に必要なメイズの量（200キログラム）を達成しているのに対し、女性世帯主世帯は113キログラムと必要量の約半分しか生産できていない。主食の自給生産の面でも、女性世帯主世帯は男性世帯主世帯より下回っていることがこれらの数値から明らかである。さらにメイズ生産で投入された化学肥料の量をみても、女性世帯主世帯の投入量（ヘクタールあたり59キログラム）と男性世帯主世帯の投入量（同100キログラム）の間には統計的に有意な差がある。女性世帯主世帯のメイズ生産は、化学肥料投入量、単収、自給達成度のいずれについても男性世帯主世帯よりも劣っていることがわかる。

またメイズ作を含めた自営農業全体の生産性をみるために、農業所得を経営面積で除したヘクタールあたりの農業所得をみてみると、全村平均でやはり女性世帯主世帯のほうが男性世帯主世帯よりも小さいという結果が出ている。ただしこの数値については村ごとのばらつきが大きく、ボンゴロ口村とムビラ村のように両タイプの世帯の間に差がほとんどない村もある。

調査村の女性世帯主世帯のなかには、すでに成人した子供が村内に住んでいる老齢の女性世帯主世帯が14世帯含まれている。これらの老齢女性世帯主世帯は、必要に応じて成人した子供から金銭的・物的援助を得ることができるとともに、農業生産における無償の労働供与も得られる。また老齢の女性世帯主世帯では、成人した子供にすでに土地を分割贈与しており、したがって自己の土地保有面積は小さく、農業所得も少ない。また子供が成人し独立した世帯を構えているため、老齢女性世帯主の世帯内労働力は少ない。したがってこれら老齢女性世帯主世帯を含めた全女性世帯主世帯（「女性世帯主世帯A」）を男性世帯主世帯と比較することは、両者の格差を実際以上に強調することにつながる可能性がある。そこで表7-1には、このような老齢女性世帯主世帯を除外した46世帯のデータを「女性世帯主世帯B」として「女性世帯主世帯A」と並列して提示した。

「女性世帯主世帯B」と男性世帯主世帯との差を検定した場合、上述の「女性世帯主世帯A」との差の検定と異なる結果がいくつかみられる。第1に、

AEUあたりの所得が「女性世帯主世帯A」よりも大きくなり、男性世帯主世帯の所得に近づいている。これは「女性世帯主世帯B」では、女性世帯主世帯のなかでもより貧困な老齢の女性世帯主世帯が含まれていないためである。第2に、所有家畜の価値について男性世帯主世帯と「女性世帯主世帯B」の間に有意な差が認められるようになってきている。これは、「女性世帯主世帯A」のなかには夫から相続したウシ6頭を所有する老齢の女性世帯主世帯が含まれており、これが全体の平均を押し上げていたが、「女性世帯主世帯B」ではこの世帯が除外されているからである。ウシ6頭を相続したいわば特別な例を除けば、一般に女性世帯主世帯の家畜所有価値は男性世帯主世帯よりも劣っているといえる。第3に、世帯主の教育年数について有意な差がみられなくなる。これは教育年数の少ない老齢層が除外されたことにより平均値が上昇したためである。

2. 女性世帯主世帯間の相違と格差

上記で検討した男性世帯主世帯と女性世帯主世帯の間の相違に続いて、以下では女性世帯主世帯間に存在する相違に注目する。表7-2には、各村の所得階層（4階層）における女性世帯主世帯の分布を示した。この表から、女性世帯主世帯全体の6割が中下層以下の階層に位置している一方で、中上

表7-2 女性世帯主世帯の階層間分布 (%)

	カチャンバ村	ベロ村	ホロ村	ボンゴロロ村	ムラワ村	ムビラ村	調査村全体
女性世帯主世帯数	9	7	18	11	10	5	60
上層	0	14	17	36	30	0	18
中上層	33	29	11	27	20	20	22
中下層	22	14	44	27	30	40	32
下層	44	43	28	9	20	40	28

(出所) 筆者調査(2004年8月～10月, 2005年5月～9月)データから作成。

(注) 階層は世帯のAEUあたり所得をもとに、各村内ごとに各層の世帯数が同数になるよう区分した。同数にならない場合は上層の数を減じた。

層以上に属する世帯も4割あり、決して女性世帯主世帯のすべてが低所得層ではないことが明らかである。とくに、上層に位置する女性世帯主世帯が18%（11世帯）あることから、「女性世帯主世帯イコール貧困世帯」という単純化は不適切であることがわかる。平均値でみた場合には女性世帯主世帯の所得が相対的に男性世帯主世帯より低いことは事実である。しかしその一方で、女性世帯主世帯は決して同質的なカテゴリーではなく、その内部には所得格差が存在していることをこの表は示している。

次に、女性世帯主世帯の間に存在する格差と相違を具体的な事例からみてみたい。取り上げるのは、下層に位置する女性世帯主世帯2事例と、上層に位置する女性世帯主世帯2事例である。事例のなかで注目するのは、農業経営の内容、労働力の調達、世帯を超えたネットワークの有無、農外所得などである。

事例7-1 下層の女性世帯主世帯(1)

EM（ベロ村，60歳）は、1993年に夫とともにベロ村に移住し農業を営んでいたが、夫は2001年に死亡した。EMは調査時、孫4人（いずれも15歳以下、孫の両親は死亡）とともに暮らしており、村内にEMの親族はいない。彼女には息子2人がいるが、彼らは村を出ていったまま音信不通で仕送り等はない。EMは1.55ヘクタールの畑でメイズ、キマメ、ソルガムを混作しており、農作業はすべて彼女が1人でおこなっていた。メイズ生産では化学肥料を使用しておらず、その生産量は約250キログラムであった。彼女のメイズ単収（ヘクタールあたり161キログラム）は、同村の平均値（同485キログラム）を大きく下回っている。夫の生存中はタバコ生産もしていたが、夫の死後はおこなっていない。彼女は老齢にもかかわらず除草作業の請負労働を4回おこない、その報酬としてメイズの現物を得て生計の足しにしている。この農業賃労働と自営農業の2つがEMの世帯の所得源であり、AEUあたりの所得は815クワチャで標本世帯中下から2番目であった。

事例7-2 下層の女性世帯主世帯(2)

MP(ベロ村,44歳)はマラウイ南部のパロンベ郡で農業をしていたが,1987年に夫とともにベロ村に移住して村長から土地を得た。しかしその後,夫は他の女性と結婚してその女性方に住んでいる。彼女は夫が去った後もベロ村村長から得た土地にとどまって農業を続け,調査時の経営面積は合計0.72ヘクタールであった。彼女はこの土地でメイズとトウガラシを生産しているが,メイズ作に化学肥料は使用しておらず,ヘクタールあたりの単収も240キログラムと村平均を下回っている。MPの世帯では他に請負労働による所得もあるが,AEUあたりの所得は493クワチャと標本世帯のなかでもっとも低い。MPIは7歳から16歳までの子供4人と一緒に住んでいるが,MPの隣家には娘夫婦が住んでいる。この娘夫婦世帯は合計1.9ヘクタールの比較的大きい土地でタバコ,メイズなどを生産しているほか,娘の夫が大工で農外収入もあり,階層では中上層に位置している。

上記の2つの女性世帯主世帯に共通の特徴は,所得源がメイズを中心とした自営農業と農業雇用労働の2つに限られていること,化学肥料を使用しておらず単収が低いこと,若年の子供が多いのに対して主たる働き手が世帯主のみであることなどである。これはすなわち,高所得に結びつくような換金作物生産,化学肥料使用による生産性向上,高所得の農外経済活動への従事,十分な家族労働力,のいずれもが欠落していることを意味する。他方,2つの女性世帯主世帯の間の相違で重要なのは,事例7-2のケースでは隣に住む娘夫婦世帯の所得が比較的大きい点である。つまり事例7-2の女性世帯主世帯は単独で見れば所得が少なく貧困であるものの,必要に応じて娘夫婦からの援助が期待できるという,親族関係をベースとしたセーフティネットが存在する。他方,事例7-1の女性世帯主世帯は村内に親族がおらず,息子とも音信不通になっていることから,事例7-2のような親族関係にもとづくセーフティネットは存在しない。

次に上層の女性世帯主世帯の事例2つを以下で具体的に示し,同じ女性世

帯主世帯なのになぜ高所得が可能になっているのかを検討する。

事例7 - 3 上層の女性世帯主世帯(1)

TG(ボンゴロ口村, 32歳)は, 4人の子をもつ離婚した女性である。TGは外国人ボランティア宅での家事手伝いや, 揚げパンの製造販売などに通年従事しており, これら農外所得がTGの世帯所得を引き上げている。また彼女は2000年に母が死亡した際にその土地0.78ヘクタールを相続し, 調査時はタバコとメイズを生産していた。彼女は未婚の弟2人(19歳と21歳)と同居しており, 農作業はこの2人の労働力と雇用労働力を使うことでまかかった。またTGはタバコ作, メイズ作ともに化学肥料を使用している。

事例7 - 4 上層の女性世帯主世帯(2)

NP(ムラワ村, 30歳)はマラウイ中部出身のチェワ人で, 1994年に結婚してムラワ村の夫のもとに婚入し, 調査時は4人の子供(いずれも幼少)とともに暮らしていた。彼女の夫は南アフリカで庭師をしており, NPはこの夫から過去1年間に2万2500クワチャの仕送りを得ていた。自営農業において彼女は夫保有の土地を使用し, タバコ(0.14ヘクタール), メイズ(0.37ヘクタール), 大豆(0.12ヘクタール)を作付けしている。タバコ作とメイズ作ではいずれも化学肥料を現金で購入して投入したほか, 政府配給の化学肥料もメイズに投入した。また彼女は夫の両親の隣に住んでおり, 農作業では彼らおよび夫の兄弟の妻たちの協力を得たほか, 雇用労働力も一部使用している。

上記2つの上層の女性世帯主世帯に共通することは農外所得の存在が世帯所得の向上に大きく貢献していることである。まず事例7 - 3のケースでは, 農外就労の機会が豊富なボンゴロ口村の特色がプラスに働き, 農外雇用労働と自営業からの所得が自営農業での雇用労働力の利用や投入財の購入を可能にしている。また事例7 - 4のケースでは, 夫からの仕送りという農外所得が世帯所得を引き上げ, 化学肥料の購入や雇用労働力の利用を可能にしてい

る。さらに事例7 - 4のケースでは、夫の親族の労働力を利用できたことで自営農業における労働力不足が解消されている。つまり事例7 - 4では、村外居住者とのネットワーク(夫)が世帯所得を引き上げているのに加え、村内でのネットワーク(夫の親族)が世帯の労働力調達に貢献しているわけである。

第2節 女性世帯主世帯の土地権利と労働力利用

前節では女性世帯主世帯の特色を、世帯構成、農業生産、所得レベルなどに注目して明らかにした。本節では、女性世帯主世帯が農業生産に不可欠な土地と労働力をどのように調達しているのかに注目し、その特徴をそれぞれ明らかにする。この検討により、女性世帯主世帯と農業生産の関係を前節とは異なる角度から分析することが本節の目的である。

1. 女性世帯主世帯の土地権利

表7 - 3は標本世帯のうち女性世帯主世帯60世帯を取り上げ、その土地取得源を示したものである。この表からは以下の諸点が明らかになる。

第1に、各村の歴史的な背景の違いが土地取得源の違いに現れている。たとえばカチャンバ村では、女性世帯主世帯9世帯のうち4世帯は移住第1世代であり、これらはいずれも同母兄弟である現村長とともにカチャンバ村を開村し村長から土地を得ている。また全世帯の約8割が1980年代以降に移入してきているペロ村では、7つの女性世帯主世帯のうち3世帯が村長からの配分によって土地を獲得している。他方この2カ村以外では移住第1世代の女性世帯主は存在せず、すべて親族からの贈与、相続によって土地を取得している。

第2に各村における相続制度の違いが、女性世帯主世帯の土地取得源に色

表7-3 女性世帯主世帯の土地取得方法

	女性世帯主世帯数	土地取得方法				
		贈与・相続 (事例数)	贈与・相続の取得源と事例数	不在の夫 の土地を 耕作(事 例数)*	無償借り (事例数)	賃借 (事例数)
カチャンバ村	9	9	移住第1世代: 4, 母方祖母, 父, 同母 キョウダイ, 母, 母方オバ: 各1	0	0	1
ベロ村	7	7	村長からの配分: 3, 父: 2, 母方オ ジ: 1, 夫: 1	0	2	0
ホロ村	18	16	母: 10, 父: 3, 義母: 1, 母方オ ジ: 1, 母方祖母: 1	4	2	2
ボンゴロロ村	11	11	父: 3, 夫: 3, 母: 2, 母方オ ジ, 父方オジ, 同父キョウダイ: 各1	0	1	0
ムラワ村	10	5	夫: 3, 父: 1	6	1	0
ムピラ村	5	4	夫: 2, 父, 母: 各1	1	0	0
調査村全体	60	52	母: 14, 父: 12, 夫: 9, その他: 17	11	6	3

(出所) 筆者調査(2004年8月~10月, 2005年5月~9月)データから作成。

(注)* 夫が長期間不在にしている女性世帯主世帯が, 不在中の夫の土地を使って耕作している場合。

複数の取得源, 取得方法で土地を得ている世帯があるため, 取得方法の合計は女性世帯主世帯数と一致しない。

濃く反映されている。この点を母系相続制をとる村と父系相続制をとる村に分けて検討してみよう。

まず母系相続制度をとる社会においては, 土地は親族内の女性に移譲される規範が存在しており, 土地権利の取得に際して女性が排除される可能性は小さい。第2章でみたように, 次世代に土地が移譲される場合に男性にも土地が贈与, 相続されているが, その場合でも優先順位は女性にあり, 女性が土地権利取得の面で不利な状況にあるとはいえない。表7-3にみるように, 母系相続制度をとるロムウェ人が居住するホロ村では母から土地を取得した女性世帯主がもっとも多い。同じようにチェワ人が居住するカチャンバ村でもほとんどの女性世帯主が母系親族から土地を取得している⁽¹¹¹⁾。両村の女性世帯主世帯は, ささまざまな母系親族メンバーから土地権利を取得している

わけである。

他方、父系相続制度をとる社会では土地は父から息子に贈与、相続されるという規範が強く、女性が土地権利を取得する可能性は少ない。しかし実際には、父系相続制度をとる調査村の女性世帯主世帯でも、数は少ないが土地を取得している例が存在する。では父系相続制度のもとで実際に土地を取得している女性世帯主世帯は、どのような方法で土地権利を得ているのであろうか。以下ではこの点について具体的に検討してみたい。

父系制のもとで女性が土地権利を取得する第1の方法は夫の死後に夫の土地を相続する方法である。第3章で述べたように、父系制のもとでは妻が夫方の村に婚出する夫方居住婚がおこなわれており、妻は夫の村で夫の土地を耕作する。ただし夫が先に死亡した場合、妻はそのまま夫の村にとどまり、夫の土地での耕作を続ける場合がある(事例7-5)。死亡した夫の土地をこのように耕作し続けているケースは父系制をとるボンゴロロ村とムラワ村で計6事例¹¹²⁾あった。通常このようなケースでは夫婦間に子供があり、死亡した夫の土地は将来的には夫の子供(とくに息子)が相続することになる。したがって妻が夫の死後に「相続」した土地の権利は、実際には息子が成人して独立した農業経営をおこなうようになるまで当該土地を管理する権利、という意味合いが強い。

事例7-5 夫の死後に土地を相続して耕作を続ける女性世帯主

TM(約55歳)は、他村からボンゴロロ村に婚入してきて40年ほどになる。TMの夫は1998年に死亡したが、TMは自分の出身村には戻らずに子供とともにボンゴロロ村にとどまり、夫が残した約1.5ヘクタールの土地を使って農業を続けた。調査時の2005年、TMはその土地のうち1.16ヘクタールを使い、35歳の娘(いったん婚出したが離婚しボンゴロロ村に帰村)の助けを借りながら、メイズ、落花生、キャッサバを作付けしていた。また残る0.38ヘクタールの土地では、結婚したばかりの孫息子(23歳、他村に住むTMの息子の子)がタバコとメイズを生産している。

父系制のもとで女性が土地権利を獲得する第2の方法は、父から息子へという基本的な父系相続ラインを逸脱したルートで土地の贈与、相続を受ける場合である。表7-3にみるように、ボンゴロロ村とムラワ村の女性世帯主は、父(4事例)をはじめとして、母(2事例)、母方オジ、父方オジ、同父キョウダイ(各1事例)など、さまざまなソースから土地権利を取得している。そしてこれらの事例のほとんどは、いったん他村に婚出した女性が夫との離婚などの事情で母村に戻り、母村で得た土地で耕作をおこなっているケースである(事例7-6)。このような「出戻り」女性世帯主世帯は、父系相続制の原則を厳密にあてはめると土地を取得できないはずであるが、実際にはこれらの女性世帯主も上記のようなさまざまなソースから土地を取得している⁽¹¹³⁾。第3章でみたような、村民の個別事情に対応して柔軟に土地の贈与、相続がおこなわれている実態は、このように女性世帯主世帯の例でも同じように観察されるのである。

事例7-6 「出戻り」女性世帯主世帯

SG(ボンゴロロ村, 45歳)は、いったん婚出して2人の子供をもうけたが、夫との離婚により2000年に2人の子供とともにボンゴロロ村に帰村した。彼女は帰村当初、酒の醸造販売をしながら土地を借りてタバコなどを生産していたが、2003年には父方オジから0.11ヘクタールの土地を贈与され、以後はそこにタバコとメイズを作付けしている。また彼女はこの土地の他にも、弟から0.17ヘクタールの土地を無償で借りてメイズを作付けしている。

2. 女性世帯主世帯の労働力

次に、女性世帯主世帯における労働力の調達方法について検討する。第1節で述べたように、世帯内の15歳以上の労働力の数は女性世帯主世帯が男性世帯主世帯よりも少なく、使用可能な家族労働力の量の面で女性世帯主世帯

は相対的に不利になっている。しかしヘクタールあたりの労働投入量をみると(表7-4), 家族労働力の投入量については男性世帯主世帯と女性世帯主世帯の間にほとんど差が出ていない。その理由は, 女性世帯主世帯では世帯主自らと子供の労働投入量が相対的に大きいからである。表7-4にみるように, 世帯主のヘクタールあたりの労働投入量は女性世帯主世帯のほうが男性世帯主世帯より41%大きい。また子供の労働投入については, これを使用した世帯の割合と使用量の両方について女性世帯主世帯のほうが男性世帯主世帯より大きい。女性世帯主は, 自らの労働量を増やし, また子供の労働力を多用することで, 不足する労働力に対処しているといえる。

子供の労働力の有無, とくに成人した子供の労働力が利用可能かどうかは, 女性世帯主世帯にとって重要である。機械化がまったくおこなわれておらず, また牛耕もごく一部でしかおこなわれていない現状のなかでは, 家族労働力の大小は経営面積の大小に影響する。また農作業に際しての世帯を超えた協同は限定的であり(Davison [1995]), 表7-4にみるように兄弟姉妹や親族の農作業への貢献は少ない。したがって女性世帯主世帯にとっては, 子供の

表7-4 メイズ生産に使用された労働力(世帯のタイプ別, 調査村合計)

使用世帯の割合(%) ¹⁾		標本数	世帯主	妻	子供	キョウダイ	親類	その他	雇用労働力
	男性世帯主世帯		126	99	91	25	2	28	2
女性世帯主世帯		60	100	-	45	7	25	3	22

労働投入量(ヘクタールあたり実働日数) ²⁾		メイズ作付面積平均(ha)							
		世帯主	妻	子供	キョウダイ	親類	その他	雇用労働力	合計
男性世帯主世帯	0.69	64	58	27	1	4	1	24	179
割合(%)		36	32	15	1	2	0	13	100
女性世帯主世帯	0.51	90	-	47	4	9	8	6	163
割合(%)		55	-	29	3	5	5	3	100

(出所) 筆者調査(2004年8月~10月, 2005年5月~9月)データから作成。

(注) 1) 標本世帯に占める当該労働力を使用した世帯の割合。

2) 15歳未満の子供は15歳以上の半分として計算。

労働力がどれだけあるかが経営面積に直結する場合もありうる。以下に示す例は豊富な子供の労働力の存在が大規模経営を可能にしたケースである。

事例7-7 豊富な子供の労働力と大規模経営

AB（ベロ村，44歳）の夫は一夫多妻で別の村に居住しており，夫はABの圃場では労働力を供給していない。しかし彼女はこの夫との間にもうけた子供9人と同居しており，そのうち4人（息子3人，娘1人）が15歳～25歳であった。家族労働力がこのように豊富であることから，彼女は雇用労働力をまったく使用せずに農作業をおこなうことができた。またベロ村出身の彼女は1984年，当時村長であった父から十分な広さの土地を与えられた。このような豊富な土地と家族労働力を背景に，彼女の世帯の総作付面積は標本世帯の平均（1.76ヘクタール）を大きく上回る5.42ヘクタール（うち0.46ヘクタールがタバコ）に達していた。

ただし子供の労働力が利用できる女性世帯主世帯が，等しく経営面積を拡大できるわけではない。上記のベロ村のABの事例では，村内に土地が十分にあること，父が村長であったことなどから大面積の土地を保有し，経営面積の拡大を実現することができた。だがそもそも狭小な土地しか保有していない女性世帯主世帯では，十分な子供の労働力があっても経営面積の拡大は不可能である。逆に子供の数が多きことから，世帯内消費単位（AEU）あたりの所得は小さくなる。したがって子供の労働力の多さが経営面積の拡大を可能にするのは利用可能な土地が十分にある場合にのみに限定されるのである。

第3節 女性世帯主世帯とタバコ生産

第6章で明らかにしたように，タバコ生産は他の作物と比べて多くの労働力を必要とし，また経営費も大きい。さらにタバコを生産する世帯は十分な

土地を保有する層でもある。本章でみてきたように、女性世帯主世帯は土地および労働力の保有量、所得レベルのいずれの面でも男性世帯主世帯より低く、女性農民がタバコ生産に従事することには困難がともなう。しかしその一方で、女性世帯主世帯がタバコ生産から完全に排除されているわけではなく、さまざまな方法を駆使してタバコ生産からの利益を享受している女性世帯主も存在する。本節ではそのような女性農民の例を具体的にみながら、彼女らがどのような戦略によってタバコ生産に必要な土地、労働力、資本を調達しているのかを検討する。具体的に取り上げる事例は、ペロ村、ホロ村、ボンゴロロ村の女性世帯主世帯である。そしてこれらの女性世帯主世帯がタバコ生産に従事できる背景には、各村独自の社会経済的特徴が存在していることを明らかにする。

ペロ村 十分な土地と親族ネットワークの利用

総世帯数115のペロ村には 21の女性世帯主世帯がある。このうちタバコを生産しているのは2例のみであり、以下にそのうちの1世帯の例を紹介する。なお未利用地が多く残されているペロ村は平均経営面積が調査村のなかでもっとも大きく、タバコ生産をおこなう際に土地が制約要因となることは少ない。

事例7 - 8

ST(43歳)は1989年、ペロ村で土地を得た父および6人の兄弟とともに移住してきた。STは離婚しており調査時には一人暮らしだったが、父および兄弟が隣に住んでいた。比較的早い時期にペロ村に移住してきたSTの父は、かなりの面積の土地を村長から配分された。彼女はこの父から得た土地で、タバコ0.17ヘクタール、メイズ0.74ヘクタール、豆類0.3ヘクタールの圃場を営んでいた。彼女は雨期が始まる前の10月に弟から1万2000クワチャを無利子で借り、この金で農業労働者を使ってタバコ圃場の整備と乾燥棚作りを完成させ、さらに化学肥料も購入した。借りた金はタバコの売却後に全額返済

した。また農作業にあたっては兄弟たちから無償の労働供給を受けている。さらにタバコ売却にあたっては、生産組合に入っていない彼女の代わりに組合員である兄弟の一人がオークションを通じて売却した。このようにSTの例では、タバコ生産にあたって女性世帯主世帯が直面しやすい障害（経営費の不足、労働力不足、生産物売却のチャンネル確保）を、兄弟の力を借りることで克服していた。

ホ口村 「違法な」タバコ流通市場の存在

前記のベロ村とは対照的に、土地への人口圧力が高い南部マラウイに位置するホ口村では世帯あたりの総作付面積が0.58ヘクタールと狭小である。通常このような場合、タバコ生産にあてるだけの十分な土地がなく、またたとえ生産したとしても生産量が少なくオークションで販売できる最低単位の1袋に満たないことなどから、タバコ生産をおこなうインセンティブは小さい。しかし実際には、ホ口村でタバコを生産している世帯の割合は全体で74%あり、女性世帯に限ってもタバコ生産者の割合は44%に達している。

事例7 - 9

LB（22歳）はそのようなタバコ生産に従事する女性世帯主である。彼女は夫と離婚して3人の幼児と暮らしている。彼女は1995年に母から贈与された0.16ヘクタールの狭小な土地でメイズとタバコを作付けするほか、ポッド作りや農業雇用労働に従事することで生計を立てている。彼女のタバコ作付面積は0.04ヘクタールと非常に小さいが、収穫したタバコを隣村の定期市で売って800クワチャの粗収益を得た。彼女は化学肥料も雇用労働力も使用しておらず、タバコの苗は姉の息子から無償で譲り受け、収穫したタバコは家の軒下に干して乾燥棚の費用もかかっている。そのためタバコ生産に費やした現金支出は、苗の移植時に使った薬品代100クワチャだけであった。

ホ口村で上記のような零細経営の女性農民でもタバコ生産に従事できるの

は、本来は違法である民間商人によるタバコ売買が村周辺で大規模かつ公然とおこなわれており、少量の生産量でも販売先が確保されているからである（第5章参照）。この「違法な」市場の存在によりタバコの売却が容易であるため、上記女性農民のように経営規模が小さくまた生産組合にも属していない世帯でも、タバコ生産をおこなうインセンティブは高いのである。

ボンゴロ口村 農外所得と制度金融

ボンゴロ口村は常設市や政府関係事務所などがある町に隣接しており、農業以外の現金稼得機会に恵まれている。またタバコ生産組合の組織率が高く、女性の組合員も多く存在する。これら2つの特徴は、以下の事例にみるように女性農民によるタバコ生産にプラスの影響を与えている。

事例7 - 10

夫と死別したSN（年齢不明）は、離婚して村に戻ってきた20歳の孫娘およびその兄（24歳）と暮らしている。このうち孫娘のほうは年間を通じて酒の製造・販売をおこなっており、年間約1万4000クワチャの所得を得ている。SNは父から贈与された土地にメイズとタバコを作付けしており、0.19ヘクタールのタバコ圃場からは194キログラム（2袋）の収穫があった。酒の販売による現金収入があるこの世帯では、化学肥料25キログラムを現金で購入し、これに政府配給の25キログラムを加えた計50キログラムの化学肥料をタバコ生産に投入した。農作業は主に2人の孫がおこなったが、収穫、乾燥棚建設、選別・梱包の作業には雇用労働力を利用した。この例では酒の製造・販売という農外所得の存在により、タバコ生産に必要な化学肥料の購入と雇用労働力の利用が可能になっている。

事例7 - 11

AK（35歳）は2000年に夫と死別したが、夫の母および3人の子供（いずれも10代）と同居しながら亡き夫の土地で耕作を続けている。彼女が耕作して

いるのはメイズ(0.44ヘクタール)とタバコ(0.31ヘクタール)で、雇用労働力は使わず彼女と3人の子供の労働力ですべての農作業をまかなっている。彼女は女性だけで組織するタバコ生産組合のメンバーであり、組合を通じて金融機関から化学肥料購入のための融資を得た。この融資を使って彼女は化学肥料200キログラムを購入し、6袋(約600キログラム)のタバコを収穫することができた。この例では、生産組合を通じた融資の実現という制度的要因が女性世帯主世帯のタバコ生産を可能にしている。

上記の3カ村の事例にみたように、女性世帯主世帯によるタバコ生産が可能になっている要因は、十分な土地の存在と親族ネットワークの利用、正規ルート以外のタバコ市場の存在、農外所得の存在、農村金融制度などである。また個々の事例でタバコ生産が可能になっている背景には、それぞれの農民がおかれた社会的な環境や、各村独自の社会経済状況が存在している。このように女性世帯主世帯とタバコ生産の関係を理解するためには、個々の世帯をとりまくさまざまな要因を複合的に考慮する必要がある。

第4節 女性世帯主世帯の農外就業

次に女性世帯主世帯の農外就業について検討する。女性世帯主世帯にとって農外就業がどの程度の重要性をもち、また男性世帯主世帯と比べてその就業内容にどのような特色があるのかが、本節の注目点である。

まず女性世帯主世帯の所得源を自営農業所得と農外所得にわけ、総所得に対してそれぞれがどの程度の割合を占めているのかをみると、農外所得が77%とかなりの割合を示していることがわかる(表7-1)。この割合は、男性世帯主世帯における農外所得の割合(60%)よりも大きく、女性世帯主世帯のほうが相対的に農外所得への依存度が高いといえる。ただし農外所得の額(AEUあたり)については両者の間にほとんど差はない。他方、女性世帯

主世帯の自営農業所得の額（AEUあたり）は、男性世帯主世帯の半分以下となっている。つまり女性世帯主世帯は、農外所得において男性世帯主世帯と同レベルの所得を獲得しているが、自営農業所得が低いために男性世帯主世帯よりも総所得が低くなっているものであり、その結果として総所得に占める農外所得の割合も高くなっている。

次に農外所得の内容について世帯タイプ別に検討する。表7 - 5は、農外所得を農業雇用労働、農業以外の雇用労働、自営業の3つに分け⁽¹¹⁴⁾、世帯タイプ別に従事率を比較したものである。全体として、女性世帯主世帯の農業雇用労働への従事率が男性世帯主世帯より高いことがわかる。これは、相対的に所得の低い女性世帯主世帯が、農業雇用労働への従事によって低い所得を補填しているためであると考えられる。逆に男性世帯主世帯は、農業以外の雇用労働と自営業への従事率が相対的に高い傾向がみとれる。

表7 - 6は、農業以外の雇用労働および自営業の具体的な内容を世帯タイプ別にみたものである。この表から、女性世帯主世帯が従事する職業の種類が限られていることが明らかである。女性世帯主世帯が多く従事する仕事は酒の醸造販売⁽¹¹⁵⁾や壺づくりなど少数の職種に集中しており、就業種類の幅が男性世帯主世帯よりも小さい。とくに商店経営などある程度の初期資本が必要な職種や大工など技術が必要な職種には女性世帯主世帯は従事していない。また教師、公務員といった安定した常勤雇用に従事しているのは男性世帯主世帯に限られている。女性世帯主世帯で常勤の職を有しているのはボン

表7 - 5 世帯タイプ別

	カチャンバ村		ペロ村		ホロ村	
	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯
標本数	22	9	23	7	14	18
農業雇用労働	41	67	39	71	14	78
農業以外の雇用労働	0	0	13	0	0	6
自営業	59	33	48	43	57	39

（出所）筆者調査（2004年8月～10月，2005年5月～9月）データから作成。

ゴロロ村の1事例のみで、その仕事は町の食堂でのウエイトレスであった。このように全体として女性世帯主世帯が従事する農外就労は、その種類と安定性の両面で男性世帯主世帯よりも劣っている。

次に農外就労と階層との関係を検討する。表7-7は、階層別、世帯タイプ別に農外就労の従事率を示したものである。まず農業雇用労働への従事率を見ると、女性世帯主世帯では下層に行くほど、農業雇用労働への従事率が高くなる傾向が明白に現れている。また男性世帯主世帯においても、上層と中上層をあわせた農業雇用労働従事率は27%であるのに対し、中下層以下と下層をあわせた従事率は49%である。全体として両タイプの世帯とも下層のほうが農業雇用労働に従事する割合が高いことがわかる。

次に農外雇用労働についてみると、女性世帯主世帯では農外雇用労働に従事している世帯がいずれも上層と中上層であり、一見すると農外雇用労働所得が高所得に結びついているようにもみえる。しかしこれらの事例(上層2例, 中上層1例の計3事例)の具体的な就業内容は、公共工事での短期間の労働, 家事手伝い, ウエイトレスなどで、いずれも高収入の職種とはいいがたい。またこれら3世帯の総所得に占める農外雇用労働所得の割合は、中上層の女性世帯主世帯が12%, 上層の女性世帯主世帯が53%と12%で、農外雇用労働所得が総所得を大幅に引き上げているともいえない。農外雇用労働所得が女性世帯主世帯に一定の所得をもたらしていることは確かだが、それが高所得に貢献しているとはいえないのである。

農外経済活動従事者の割合

(%)

ボンゴロロ村		ムラワ村		ムピラ村		調査村全体	
男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯
22	11	18	10	27	5	126	60
27	36	22	30	59	40	37	57
27	18	11	0	37	0	17	5
45	82	50	30	70	60	56	47

表 7 - 6 世帯タイプ別農外就業

農業以外の雇用労働

就業内容	事例数	
	男性世帯主世帯(就業世帯数21)	女性世帯主世帯(就業世帯数3)
常勤雇用計	11	1
公務員	4	0
教師	3	0
夜警	3	0
民間企業	1	0
ウエイトレス	0	1
非常勤雇用計	10	2
公共工事労働者	5	1
家事手伝い	0	1
その他	5	0

自営業

就業内容	事例数	
	男性世帯主世帯(就業世帯数70)	女性世帯主世帯(就業世帯数28)
商業計	32	5
魚買付販売	8	1
木材・葦伐採販売	8	1
タバコ買付販売	5	1
商店経営	2	0
メイズ買付販売	1	0
灯油買付販売	1	0
その他買付販売	7	2
手工業計	24	22
酒の醸造販売	15	14
壺作り	4	7
バケツ作り	1	0
バスケット作り	1	0
靴修理	1	0
裁縫	1	0
加工食品作り	1	1
建築関係計	30	2
大工	12	0
煉瓦作り	7	1
石の切り出し販売	5	0
トイレ・井戸作り	3	1
壁塗り	2	0
牛囲い作り	1	0
その他計	6	0
狩猟・漁労	2	0
薬草処方	2	0
土地配分補助	1	0
教会聖歌隊員	1	0

(出所)筆者調査(2004年8月~10月,2005年5月~9月)データから作成。

(注)複数の農外就労に従事する世帯があるため事例総数は就業世帯数と一致しない。

表7-7 世帯タイプ別・階層別の自営業および農業雇用労働従事（調査村全体）

	標本数		農業雇用労働従事(%)		農外雇用労働従事(%)		自営業従事(%)	
	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯
上層	34	11	21	27	21	18	65	55
中上層	33	13	33	46	12	8	61	38
中下層	29	18	62	61	21	0	59	50
下層	30	18	37	78	13	0	37	44
合計	126	60	37	57	17	5	56	47

（出所）筆者調査（2004年8月～10月，2005年5月～9月）データから作成。

他方，男性世帯主世帯については農外雇用労働の従事率と階層との間には明確な関係はみられない。しかし従事する農外雇用労働の内容には上層と下層で大きな違いがある。まず，上層で農外雇用労働に従事する男性世帯主世帯は7事例あるが，これらの世帯はいずれも常勤の安定した職業（教師3事例，公務員と夜警が各2事例）に従事していた。また世帯総所得に占める農外雇用労働所得の割合が9割を超えている世帯が7事例中の6事例⁽¹¹⁶⁾あり，農外雇用労働への従事が世帯の高所得を支えていることが明確である。逆に農外雇用労働に従事していながら下層に位置している男性世帯主世帯は4事例あるが，これらはいずれも1日～2週間の短期の雇用であり，その内容はいずれも公共工事での肉体労働などであった。

上層に位置する世帯には従事する自営業の内容についても特色がある。表7-8は，自営業から1万クワチャ以上の所得を得ているケースを，階層別，世帯タイプ別にリストアップしたものである。上層では自営業から1万クワチャ以上の所得を得ている事例が17あり，それらのうち7例は酒の醸造販売からの所得であった。この7例のうち3例は女性世帯主世帯であり（事例7-12），残る4例の男性世帯主世帯の場合も実際に酒の醸造販売をおこなっているのは女性世帯員（妻）である。つまり酒の醸造販売は女性世帯主世帯のみならず男性世帯主世帯にも高所得をもたらす職種であるといえる。なお酒の醸造販売以外で高所得が得られる職種には農産品の買付販売，商店経営，大

表7 - 8 1万クワチャ以上の所得を得た自営業（事例数）

階層	自営業の内容	男性世帯主世帯	女性世帯主世帯
上層	酒の醸造販売	4	3
	加工食品づくり	0	1
	農産品の買付販売	4	0
	商店経営	2	0
	薬草処方	1	0
	大工	1	0
	煉瓦作り	0	1
中上層	農産品・その他買付販売	3	0
	大工	2	0
	酒の醸造販売	2	0
	煉瓦作り	1	0
中下層	酒の醸造販売	0	1
	木材伐採販売	1	0
下層	(なし)		

(出所)筆者調査(2004年8月～10月,2005年5月～9月)データから作成。

工などがあるが、いずれも女性世帯主世帯が従事して高所得を達成している例はない⁽¹¹⁷⁾。その理由は、ある程度の初期資本を必要とする職種であること(商店経営と農産品の買付販売の場合)、遠距離の移動をとまなうこと(農産品の買付販売の場合)、社会的に男性の分野とされる職種であること(大工の場合)、などによるものである。

事例7 - 12 酒の醸造販売で高収入を得ている女性農民

BG(ボンゴロ口村,42歳)はいったん婚出して他村に住んでいたが、夫の死亡後1989年に2人の子供を連れてボンゴロ口村に戻った。彼女は数種類の酒を週3回醸造し販売することを主職業としており、彼女の世帯のAEUあたり所得は標本世帯のなかで5番目に高い。BGは2004年に死亡した父から0.34ヘクタールの土地を相続し、そこでメイズの生産もおこなっている。しかしBG自身は播種以外の農作業をおこなっておらず、他の農作業はすべて酒の醸造販売で得た現金を使った雇用労働力でまかかった。

小括

本章では調査村における女性世帯主世帯に注目し、その所得構成、農業生産、土地権利、労働力利用などの特徴を明らかにした。本章でおこなった検討から次の3点が明らかになった。第1に、女性世帯主世帯は男性世帯主世帯と比べて、所得レベル、世帯内の労働力の量、資産保有、農業経営の規模や生産性など多くの面で男性世帯主世帯よりも不利な状況におかれている。とくに、1990年代の経済自由化後に価格が高騰した化学肥料の投入量は女性世帯主世帯が少なく、これが主食のメイズをはじめとする農業の生産性を低くしている。他方で自由化後の新たな所得機会であるパーレー種タバコの生産については女性世帯主世帯の従事率が相対的に小さい。パーレー種タバコの生産には他作物よりも多くの労働力が必要であり、またその経営費も大きい。そのため世帯内労働力が少なく所得レベルも低い女性世帯主世帯にとっては、この新たな経済機会に参入するには困難がともなうからである。

第2に、女性世帯主世帯は男性世帯主世帯と比べて相対的に所得が低いものの、すべての女性世帯主世帯が貧困なのではなく、女性世帯主世帯の間にも重要な格差と相違が存在している。女性世帯主世帯が経済的地位を向上させることを可能にしている要因としては、農外所得の存在、親族ネットワークにもとづく所得機会や労働力調達方法の存在、柔軟な土地制度運用にもとづく土地権利の取得、インフォーマルなタバコ流通の存在や農村金融制度によってタバコ生産への参入が可能になっている事実などがある。

第3に、女性世帯主世帯は所得源を農外経済活動に依存する傾向が相対的に強い。しかしその就業内容は男性世帯主世帯と比べて限られており、かつ低賃金のものが多い。農外所得は女性世帯主世帯の生計を支える重要な源であるが、その所得レベルには差があり、農業雇用労働などの低賃金の活動にしか従事できない層と、自営業などから相対的に高所得を得る層の両方が存在している。